

一般競争入札公告

令和 2 年 8 月 17 日

社会福祉法人守人会の発注する「特別養護老人ホーム森林園改修工事」について次のとおり公告します。

社会福祉法人守人会
理事長 守山キミ江

1. 工事概要

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム森林園改修工事
- (2) 工事場所 埼玉県比企郡滑川町羽尾 4738-2
- (3) 発注者 社会福祉法人守人会
- (4) 主な建物概要 鉄筋コンクリート造 1階建て 延床面積 2,103.19 m²(登記簿面積)
- (5) 工事内容 解体、建築・設備改修工事
詳しい内容については設計図書に示す
- (6) 予定工期 契約確定日から令和3年3月20日まで

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有り（非公開）
- (3) 最低制限価格 無し
- (4) 入札保証金 免除

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続き又は更生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、都道府県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、都道府県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、都道府県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 平成31・32年度都道府県の建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録されている単体企業で、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点(経営事項審査点数)が、建築一式の総合評定値(P)が1,000点以上であること。
- (6) 建設業許可を受けている者であること。
- (7) 当法人の理事、監事、評議員が役員をしている企業でないこと。
- (8) 過去に元請工事で50床以上の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の新築や改築工事又は特別養護老人ホームや介護老人保健施設で、5,000万円以上の増築、改修、大規模修繕の工事施工実績があること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和2年8月25日（火曜日）までに参加申込をすること。〔土日祝日は除く〕
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時までとする。但し、8月25日は午前11時までとする。
郵送の場合、8月24日消印は有効として取り扱います。
- (3) 提出書類 ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
② 会社案内・会社経歴書
③ 法人登記簿謄本（原本）
④ 建設業許可証明証の写し
⑤ 経営事項審査結果通知書の写し
⑥ 平成31・32年度都道府県競争入札参加資格ランクを証する書類の写し
⑦ 入札参加資格3-(8) 過去に元請工事で50床以上の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の新築や改築工事又は5,000万円以上の増築、改修、大規模修繕の工事施工実績を証する工事歴証
- (4) 提出方法 書類を郵送または持参のこと。持参の場合は事前連絡を行うこと。
※提出された資料は返却いたしません
- (5) 提出先・問合せ先
社会福祉法人守人会
〒355-0811 埼玉県比企郡滑川町羽尾 4738-2
電話 0493-56-5636 FAX 0493-56-5665 メールアドレス：shinrinen@mbh.nifty.com
担当：守山(モリヤマ)・芳賀(ハガ)・小峯(コミネ)

5. 一般競争入札参加資格確認の結果通知

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について書面にて通知する。
- (2) 入札参加資格が有と確認された者には入札説明書、入札書・委任状等書式、設計図書(CD-ROM)及びその他説明書類を郵送により配布する。設計図書は現況図を基本に作成してあります。
※配布したCD-ROMは、入札日に持参し返却すること。
- (3) 工事現場の現状確認については、入札参加資格確認通知書に日時を記載し通知します。

6. 質疑応答

- (1) 質疑方法 メールにて受付 メールアドレス：shinrinen@mbh.nifty.com
- (2) 質疑受付 令和2年9月3日（木曜日）～ 令和2年9月9日（水曜日）午後4時まで
質疑が無い場合でもその旨をメールにて連絡すること。
- (3) 質疑回答 令和2年9月10日（木曜日）までに全ての入札参加者へメールにて回答する。

7. 入札・開札

日時 令和2年9月16日（水曜日） 午前11時00分 即日開札
場所 特別養護老人ホーム森林園 在支・ヘルパー建物2階会議室
埼玉県比企郡滑川町羽尾 4738-2

入札方法・開札 入札書を封筒に入れて厳封の上、入札箱に投函。参加者全員投函後即開札。

8. 落札者の決定

- (1) 入札参加者が1者であったとしても入札を執行する。ただし、入札は1回のみとする。
- (2) 予定価格以下の金額で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 初度入札で予定価格に達していない場合は、再度入札を実施する。(入札は2回まで)
- (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、③に掲げる条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合。(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
 - ③条件について
 - 条件1 随意契約であっても契約額は予定価格以下であること。
 - 条件2 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札業者を決定するものとする。

9. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を含んだ金額を記載すること。尚、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額とする。入札書は封筒に入れ、代表印にて封印し提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は、入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者又は随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。提出しない者は入札に参加できないものとする。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格が無い者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる者がした入札
 - ア 入札者の押印が無いもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印が無いもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの又は記載した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 2 以上の入札書を提出した者又は 2 以上の者の代理をした者

⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他広告に示す事項に反した者がした入札

10. 契約方法及び請負代金の支払等

- (1) 様式契約に関する細目は、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。(必要に応じた補正を行うこと。)
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しない。
- (4) 契約の履行については、発注者及び設計監理者の指示に従うとともに、埼玉県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払い時期
 - ・ 契約時 支払しない
 - ・ 中間時 支払しない
 - ・ 完成引渡時 契約金全額を支払う

11. その他

- (1) 特別養護老人ホーム及びショートステイは利用者が入所されております。運営・業務に支障をきたさぬよう入所者、利用者、職員その他施設利用者への安全管理・環境整備・衛生等には万全の配慮をして施工を行うこと。
- (2) 発注者及び工事監理業者と協議の上、工事工程表を作成提出すること。
- (3) 解体・改修工事において一部の居室については、別な場所へ移設を必要とするので、発注者及び監理業者の指示に従うものとする。
- (4) 工事制限(騒音・振動・各種既設の機器への利用制限など)等への配慮をすること。
- (5) 工事請負契約締結後、速やかに損害賠償責任担保特約条項付建設工事保険等に加入すること。